

自衛隊名簿提供違憲訴訟 原告第5準備書面 要旨

被告奈良市第1準備書面及び被告国第1準備書面に対し、以下反論する。

1、 本件条例8条1項1号（例外規定）の「法令等」の解釈

（1）個人情報4情報の目的外利用は基本的人権の制約であること

（2）条例8条1項1号の「法令等」の具体的な解釈について

例外的に本人同意なく個人4情報を第三者に目的外に提供するためには、提供を許容する具体的な法令の存在が必須となる。

加えて、当該法令による制約が、公共の福祉（憲法13条）による制約として、許容されるものでなければならない。①関係機関への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らか。②保護されるべき利益も明確で、提供される範囲も合理的なものに限っておこなわれること。がその要件。

（3）提供が許容される法令の具体例

具体的な事案に照らして、事実関係の調査、解明に必要な範囲で、個人情報の提供を認めるとするものがほとんど。犯罪捜査・違法不正の調査や税務調査、民事裁判、感染症予防、児童の保護など、広く社会全体の利益に関する目的の規定ばかりである。

2、 自衛隊法97条1項及び同施行令120条は「法令等」に該当しない

（1）自衛隊法施行令120条の解釈

120条に基づく資料の提出の求めは、自衛官等の募集事務の処理の状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものであると解すべき。

被告らは施行令120条にいう「必要な報告又は資料の提出」には「個人情報に係る報告又は資料の提出も当然含まれる」と主張する。しかし、被告らの主張は、自衛隊法逐条解説にすら記載のない独自の解釈でありこじつけである。

（2）自衛隊法97条1項の授權の限界

自衛隊法97条1項にはプライバシー権を制約するような内容は一切ない。制定当初から現在に至るまで、一貫してプライバシー権を制約することなど一切想定していない。住民基本台帳法には個人情報4情報をまとめて提供を可能にする規定は存在しない。自衛隊法97条1項をもって住民基本台帳法の例外規定と位置付けることは、同法が2006年の改正によって個人情報4情報を原則非公開とした趣旨に違反する。

（3）自衛隊法97条1項及び同施行令120条は、奈良市個人情報保護条例8条1項にいう「法令等」に該当しない。

3、 本件における違憲・違法性

（1）法令等の根拠がなく、違憲であること

（2）必要な限度を超えた提供による違憲・違法であること

奈良地本による募集業務に出生年月日・性別は全く必要がない。

「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」は「自衛官又は自衛官候補生」に含まれない。自衛隊法97条1項、同施行令120条は「自衛官又は自衛官候補生の募集」について定めた規定であり、これらの規定により、「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の募集ができないことは明らかである。被告国は、本件募集案内はがきに「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の記載を併せて行ったとしても「自衛官の募集につながるものであるため、自衛隊法97条1項及び同施行令120条の趣旨に反するものではない。」と主張する。しかし本件覚書は自衛官等の募集のために締結されており、目的外利用は禁止されている。「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の案内を記載した本件募集案内はがきを原告に送付した被告国の行為は明らかに違法である。